

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	子ども未来応援課

契約業者名・住所	特定非営利活動法人 子育てひろばほわほわ 松戸市東松戸 1-2-8 湯浅フラワーハイツ 203
工事等の名称	松戸市地域子ども・子育て支援事業運営業務委託(ほっとるーむ東松戸)
工事等の場所	松戸市東松戸 3-2-1 アルフレンテ 3 階
種 別	業務委託
工事等期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約金額	34,184,000 円
工事等の概要	松戸市地域子ども・子育て支援事業業務運営
随意契約の理由	見積業者の「特定非営利活動法人 子育てひろばほわほわ」は、公募により選定された法人であり、事業の適切な運営により、「ほっとるーむ東松戸」は市内の中で利用者数が非常に多い施設となっている。 また、本事業とは別に向新橋青年館で、平成 17 年より親子の集いの場を定期的に運営し、地域の子育て支援に貢献している。その中で、東部地区の町会、団体をはじめ、保健師等との連携が行われ、人口が増大している東部地区の子育て支援の中心的な役割を担っているところである。また、父親に対する講座やイベントや、医療的ケア児専用の広場の開催なども積極的に実施しており、様々な角度から子育て支援に貢献している。 当事業は利用者との信頼関係を築き、安心できる場を提供すること、また関係機関と連携しながら地域の親子を継続的に見守ること、問題を抱える親子を早期に発見し、支援していくことを目的としているため、年度毎に支援者が変わることは、信頼関係を揺るがしかねない。 よって、本事業は、当該事業者以外に運営できないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約とし、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定により一者から見積もりを徴することが、適法かつ妥当であると思慮される。